

養殖瓦版

平成24年3月23日発行
(第12号)

発行：千葉県水産総合研究センター・生産技術研究室
千葉県農林水産技術会議
〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492
電話：0470-43-1111 ファクス：0470-43-1114
eメール：chiba-pfrc@mz.pref.chiba.lg.jp

「水産用医薬品の使用について」第25報について

この度、農林水産省から「水産用医薬品の使用について」第25報が発行されました。このパンフレットについては、第24報から5点の変更点がありますので、変更内容を簡単にご説明します。

1. スルフィソゾールナトリウムを有効成分とする飼料添加剤の効能・効果に、ぶりのノカルジア症が追加されました。(10ページ、表1-1)
2. 「対象魚種を間違いやすい水産用医薬品製品一覧(表3)」(抗菌・抗生物質)が追加されました。(16ページ)
3. まはたのウイルス性神経壊死症不活化ワクチンが新規承認されました。(17ページ、表4)
4. ぶりのイリドウイルス病、ビブリオ病及び α 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン(3種混合ワクチン)が新規承認されました。(21ページ、表4)
5. ぶりの類結節症、 α 溶血性レンサ球菌症及びビブリオ病(油性アジュバンド 加)不活化ワクチン(3種混合ワクチン)の対象魚に、かんぱち(約30~200g)が追加されました。(21ページ、表4)

ヒラメのクダア寄生の判別方法について

これまで発生していた軽度の食中毒の一部が、ヒラメに寄生した新種の粘液胞子虫クダア セプテンプンクタータ (*Kudoa septempunctata*) による可能性が高いことが報告されています。

千葉県では平成23年11月に、光学顕微鏡を用いた検査方法(暫定版)について、ヒラメ養殖や種苗生産を行う事業場にお知らせさせて頂きました。

各事業場でこの検査を実施する場合には、検査方法についてご説明させて頂きますので、当研究室までご一報下さるようお願いいたします。

- ワクチンの使用にあたっては、指導機関の指導が必要となりますので、事前に当研究室までご連絡をお願いします。
- 医薬品は、添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量、使用上の注意及び休薬期間に従って、適正に使用するようお願いいたします。
- 養殖場で問題となっている魚病の原因を正確に知り、それに合った医薬品を選択し、適切に使用することが、安全な養殖魚を消費者に提供することにつながります。原因不明な疾病が発生した場合はもとより、これまで症状や死亡状況から自己診断していた疾病でも、一度当研究室に持ち込まれてはいかがでしょうか。